

○ 特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

令和 7 年 5 月 1 日から適用

第 1 趣旨

この審査基準は、徳島県行政手続条例（平成 7 年徳島県条例第 4 8 号）第 5 条の規定に基づき、申請により求められた徳島県生活環境保全条例（平成 1 7 年徳島県条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 6 2 条に規定する特定事業の許可をするかどうかを、判断するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 一般基準

次の各号に適合し、特定事業が適正かつ確実に行われるものであること。また、生活環境の保全や周辺の住民の生活の安全に配慮されたものであると認められること。

I 事業計画の確実性・妥当性

1 計画内容の具体性

特定事業に関する事業計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、申請に係る特定事業を遅滞なく行くと認められること。

2 特定事業の施工に対する同意

特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る土地について、施工の妨げとなる権利を有する者全員の事業の施工に対する同意を得ているか又は得ることが確実であること。

3 関係法令等の許認可等

特定事業の施工に当たり、関係する法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか、又は受けることが確実であること。

4 申請者の信用及び資力

- (1) 申請者が、事業の経歴、法人の登記事項証明書・定款等により特定事業ができると認められること。
- (2) 申請者が、残高証明、融資証明等により、特定事業に関する事業を行うのに必要な資金力を有していると認められること。
- (3) 資金の調達が自己資金、借入金以外の方法で行われる場合にあっては、用地費及び防災施設等土砂等の埋立て等を行うまでに必要な準備経費と同程度の金額について、資金の証明がなされていること。

5 計画の期間

特定事業に関する事業計画が大規模であり、長期にわたるものについては、全体計画との関連を明らかにした上で、最長 3 年以内の許可申請であること。

II 周辺の生活環境の保全、住民の生活の安全への配慮

- 1 公共施設・店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅等の近接地で特定事業を行う場合には、土砂等の埋立て等の施工及び運搬車両の通行に伴う生活環境への支障（騒音、振動、粉じん等）に配慮し、必要な措置が講じられていること。

- 2 特定事業区域内で、休日・夜間等における事故を防止するための措置が必要に応じて講じられていること。

- 3 特定事業区域及び特定事業に供する施設が、他人の土地との境界に接する場合には、必要に応じて隣接地及びその境界を保全するための措置が講じられていること。

第3 条例第65条関係

次の各号に全て適合していると認められること。

I 条例第65条第1項（特定事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
ただし、特定事業区域内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること。
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること（当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。）。
- 4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 条例第60条第2項若しくは第3項又は条例第76条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者・・・①
 - (2) 条例第76条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る徳島県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。⑬において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。
ただし、申請者が条例第76条第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。・・・②
 - (3) 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として次に掲げる者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・③
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・④
 - ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者・・・⑤
 - ニ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者・・・⑥
 - ホ 条例第76条の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者・・・⑦
 - ヘ 土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①及び⑦を除く。）・・・⑧
 - ト 土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者・・・⑨
 - チ その他特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る①から⑨と同程度以上の理由がある者・・・⑩

- リ 未成年者である場合においては、その法定代理人が①から⑩までのいずれかに該当する者
・・・⑪
- ヌ 法人である場合においては、その役員又は使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当
する者のあるもの・・・⑫
- ル 個人である場合においては、使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のある
もの・・・⑬
- ヲ 申請者を除く次に掲げる者のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの
- a 申請者と会社法（平成17年法律第86号）上の親会社又は子会社の関係にある法人
 - b 申請者（法人にあってはその代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主
体であると認められる場合に限る。）
 - c 申請者（法人にあってはその代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの
者が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
- 注1 ⑥は、平成17年10月1日以降に行われた許可の取り消しについて適用し、⑧又は
⑨は、特定事業の許可申請時の状態が⑧又は⑨の状態にある場合に適用する。
- 注2 ⑫及び⑬の使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- a 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - b aに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定
事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

Ⅱ 条例第65条第2項（一時堆積事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
ただし、特定事業区域内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務
所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること（特定事業区域内の
表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特
定事業による土壌の汚染を防止するものであること。）。
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りで
ない。
- 3 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。
- 4 申請者が第3のⅠの4の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。

